

2025年度 事業計画書

はじめに

部落差別の解消は「国民的な課題」であり、「国の責務である」と明記した同和対策審議会答申が出されて今年で60年を迎えますが、未だに部落差別は現存しています。また、本市では2023年4月1日に「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」が30年ぶりに改正・施行され、差別解消に向けたさらなる人権啓発や相談体制・救済等の充実が求められています。

そして、近年では社会環境の変化に伴い人々の暮らしが多様化する中、インターネット上の差別や人権侵害等、新たな人権課題も生まれています。このような状況をふまえ、インターネット掲示板等における書き込みについてのモニタリングを行い、悪質な差別書き込みの早期発見と拡散防止に努めるなど、一人一人の人権が守られる社会の構築に寄与する事業の展開を図ってまいります。

公益目的事業（公1）

（同和問題解決をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、相談、自立支援、住民間の交流及び協働の促進に関する事業）

① 人 権 相 談 等

② 人 権 国 際 交 流

③ 人 権 啓 発 ・ 講 習

④ 歴 史 研 究

⑤ 地 域 人 権 啓 発 交 流

【事業計画書】

公 益 目 的 事 業 (公1)

① 人権相談等

・ 目的

生活上の課題を有する市民が、相談場所や行政施策について、「どこに相談すればよいか」、「どのような行政施策があるか」等の相談に対し、きめ細かな情報提供や、縦割りでない総合的な対応を図り、課題解消につとめます。

・ 概要

人権尊重の視点から、泉佐野市所属の人権相談員と連携し、適切な情報提供や施策の活用について助言するとともに、インターネット上での差別に対し削除要請の指導を行い、相談内容に応じて他機関へ繋ぐなど、当事者の悩みや不安の解消を図り、自立支援をめざします。

- (1) 日常生活における種々の相談
- (2) 福祉、教育、医療にかかる相談
- (3) 子育てにかかる相談
- (4) 就労、労働にかかる相談
- (5) 人権侵害にかかる相談及び指導
- (6) 上記相談等から人権課題を把握し、自立支援をめざします

②人権国際交流

・ 目的

本市に居住している諸外国の人々に対し、互いに異なる言葉、生活習慣、文化等を学ぶことにより、相互理解を図るとともに、在日外国人の人権について認識を深めます。

・ 概要

人権の視点にたった国際交流会の実施や、外国人当事者を講師とする研修会・学習会の実施。

③人権啓発・講習

・ 目的

市民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め、すべての人の人権を尊重する意識や行動の定着を図るため、啓発活動は重要です。

当協会および構成団体において、会員を対象とした講習、研修を実施し、人権問題について正しい理解と認識を深めるとともに、それぞれの地域において、市民啓発につとめます。

・ 概要

- (1) 各人権課題をテーマにした講演会、研修会の開催
- (2) 啓発チラシによる啓発
- (3) 研究集会等への参加
- (4) 人権協会ホームページによる啓発

- (5) 人権関係情報収集、調査、普及および啓発
- (6) 人権意識の高揚に関する活動および実践
- (7) 人権課題別研修会、学習会の開催
- (8) 人権だより“きずな”の発行

④歴史研究

・目的

部落問題について、正しい理解と認識を深めるためには、部落の歴史とともに、周辺地域とどのようなかわりがあったか等を学ぶことは重要です。

古くから発達した街道の往来や、ため池、水路等の歴史や、地場産業を起こし、自らの力で部落差別に打ち勝とうとして立ち上がった人々のたくましさや、反差別、人権確立の活動を広く市民に啓発することによって、一人ひとりが人権問題について正しい理解と認識を深め、実践する気運の醸成を図ります。

・概要

部落の歴史、郷土民衆史等を研究している団体等と連携して取り組みます。

また、地域のフィールドワークを実施することによって、差別の現実や、同和対策事業によって地域の変遷の様子、ならびに、現在取り組んでいる「まちづくり」の状況を学習し、人権と福祉、産業、就労、環境問題等について学習し、啓発に生かします。

- (1) 部落の歴史、郷土民衆史の資料収集
- (2) 研究会の開催
- (3) フィールドワークの実施

⑤地域人権啓発交流

・目的

あらゆる差別をなくし、人権確立の泉佐野市の実現をめざして、市内全域、全市民を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、市民交流センターや青少年体育館、小学校等において、文化的行事やスポーツの集い等を通じて、人権啓発、住民相互交流を図ることにより、偏見や差別意識を払拭し、市民が協働して人権確立のまちづくりをめざすことを推進します。

・概要

文化的行事等の実施会場において、同和問題をはじめ人権問題についての掲示、チラシ配布等を行う。又、世代間交流や他地域住民との交流を図り、人権の視点での相互理解を図り啓発活動に努めます。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 反戦の夕べ | (8月予定) |
| (2) オークいきいき祭 | (10月予定) |
| (3) 北部市民交流センターまつり | (10月予定) |
| (4) 人権のつどい | (12月予定) |
| (5) 人権研究集会 | (3月予定) |

- | | |
|----------------------|------------|
| (6) 市内町会館等出前人権パネル展 | (4月～翌3月予定) |
| (7) 市内小学校人権パネル展 | (4月～翌3月予定) |
| (8) 町会連合会、地区委員会活動の推進 | (毎月) |
| (9) ぽちぽちサロンたんぽぽ | (3回) |

13,498,000円(消費税を含む)
